許可番号第 6620046625 号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　大阪府大阪市大正区鶴町四丁目１２番２７号

氏　名　　株式会社さつき

代表取締役　皐月　篤

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長　横山　英幸

許可の年月日　令和　８年７月17日

許可の有効年月日　令和１５年６月10日

１．事業の範囲

事業の区分：中間処理

処分の方法：破砕

産業廃棄物の種類：

１．廃プラスチック類　　４．繊維くず　　７．ガラスくず

２．紙くず　　５．ゴムくず

３．木くず　　６．金属くず

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く

以上７種類

処分の方法：減容固化

産業廃棄物の種類：

１．廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る）

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く

以上１種類

２．事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：①破砕施設　　②減容固化施設

(2) 設置場所：大阪市大正区鶴町四丁目１２番２７号

(3) 設置年月日：①平成１９年３月７日　②平成１９年４月２日

(4) 処理能力：①８．５m^3／日　②０．４ｔ／日

３．許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

４．許可の更新又は変更の状況

平成１９年　６　月１１日　当初許可

令和　８年　７　月１７日　許可更新

NO COPY
再複写無効

５．規則第１０条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　　無